

令和6事業年度 医療機関等情報化補助業務事業計画

令和6事業年度における医療機関等情報化補助業務の事業計画は、次のとおりとする。

1. 「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（以下「法」という。）第24条第1項第1号及び第3号の規定に基づき、補助金等の支出を行うものである。
2. 法第33条の規定に基づき、政府から交付される医療提供体制設備整備交付金として
交付金 17,199,587千円
を受け入れることを予定している。
3. 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金として
補助金 52,075,195千円
を受け入れることを予定している。
4. 法第24条第1項第1号及び第3号の規定による補助金等として、医療情報化支援基金から資金を取崩し、
補助金等 62,106,575千円
（保険医療機関・保険薬局のオンライン資格確認：5,335,759千円）
（電子カルテ標準化：3,152,820千円）
（電子処方箋：47,116,996千円）
（訪問看護ステーション等のオンライン資格確認：6,501,000千円）
を支出することを予定している。
5. 法第24条第1項第1号及び第3号の規定による補助金等として、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金より
補助金等 48,086,059千円
（訪問診療・柔整あはき等のオンライン資格確認：15,239,798千円）
（生活保護指定機関（医療扶助）のオンライン資格確認：1,283,900千円）
（マイナンバーカードの健康保険証利用の利用促進：19,085,492千円）
（オンライン資格確認に係る顔認証付きカードリーダー増設等：1,402,249千円）
（公費負担医療の受給者証等とマイナンバーカードとの一体化：3,816,510千円）
（電子処方箋の機能拡充（リフィル等）：7,258,110千円）
を支出することを予定している。

令和6事業年度 支払基金連結情報提供業務事業計画

令和6事業年度における支払基金連結情報提供業務の事業計画は、次のとおりとする。

1. 「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(以下「法」という。)第24条第1項第2号の規定に基づき、連結情報照会者に対し、厚生労働省令で定める情報の提供を行うための履歴照会・回答システムを安定的に運用するとともに、新たなデータベースに対する連結情報の提供に向けて接続テスト等の対応を進めるものである。
2. 法第12条第3項の規定に基づき、連結情報照会者から納付される手数料として、
手数料 68,765 千円
を受け入れることを予定している。
3. 法第39条の規定に基づき、政府から支払基金に交付される補助金として、
補助金 9,240 千円
を受け入れることを予定している。
4. 国保中央会との調整金として、
共同運営調整金 3,006 千円
を受け入れることを予定している。
5. 前2から4の手数料等により、法第24条第1項第2号及び第3号(第2号に係る部分に限る。)の規定に関する必要な経費として、
事務取扱費 84,482 千円
を支出することを予定している。

令和6事業年度 支払基金電子処方箋管理業務事業計画

令和6事業年度における支払基金電子処方箋管理業務の事業計画は、次のとおりとする。

1. 「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(以下「法」という。) 法第24条第2項各号の規定に基づき、医療機関から電子処方箋の提供を受け、調剤を実施する薬局に提供すること、患者が処方又は調剤された薬剤に関する情報を医師・歯科医師・薬剤師に提供すること等の安定的な運用を図る。また、薬局から調剤済み処方箋を預かり、保存するサービスの運用を開始するとともに、院内処方について入院時、退院時の薬剤情報の閲覧等を可能とするための追加機能の開発を行うものである。
2. 法第39条の2第1項の規定に基づき、医療保険者が負担する運営負担金として
運営負担金 582,687 千円
を受け入れることを予定している。
3. 保険薬局から徴収する調剤済み処方箋の保存サービス利用料として
保管手数料 4,583 千円
を受け入れることを予定している。
4. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金(電子処方箋管理システム構築事業)として
補助金 380,504 千円
を受け入れることを予定している。
5. 前2、3及び4の運営負担金等により、法第24条第2項の規定に関する必要な経費として
事務取扱費 943,214 千円
を支出することを予定している。
6. 国保中央会との調整金として
共同運営調整金 13,245 千円
を支出することを予定している。